

【令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金】

		R4年度 SHIFT事業	
		計画策定支援事業	設備更新補助事業(1次)
執行団体		一般社団法人温室効果ガス審査協会	
予算額		37億円(執行団体運営費込み)	
補助金 限度額	上限	100万円	A:1億円 B:5億円(燃料転換)
	下限	なし	
補助対象内経費		CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定支援に係る委託料等(人件費、業務費、一般管理費) 業務費等	①本工事費(材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費) ②付帯工事費 ③機械器具費 ④測量及試験費 ⑤設備費 ※撤去費等は対象外です。 ※算定報告書の第三者検証費用は、自己負担です。 (期間中2回あり)
補助対象内設備			ア) エネルギー使用設備機器 イ) 燃料・エネルギー供給設備機器 ① 低炭素燃料供給設備および受変電設備 ←Bのみ ② 再生可能エネルギー発電設備 ③ コージェネレーション発電設備 ④ 太陽熱供給設備 ※②～④は100%自家消費であること等が条件 ●補助対象とならない設備機器 家庭用・運輸部門の設備・機器、CO2削減に寄与しないもの 照明、蓄電池、予備・非常用設備 外部へ供給する発電設備、インバータ、BEMS等
計測装置について		補助対象外(計測は必要)	
補助率(中小企業者等) ※大企業の補助率は()を参照		補助対象経費の1/2 ※1,000円未満切捨て	補助対象経費の1/3 ※1,000円未満切捨て
公募期間		4/13 ~ 6/20	4/13 ~ 5/20
交付決定		都度公表、先着順(300件程度)	採択は8月初旬、交付決定は9月下旬を予定
補助事業期間		12/23まで	令和5年2月末まで
実績報告書の提出		事業完了後30日以内、または令和5年1月21日の早い方	事業完了後30日以内、または当該年度3月10日のいずれか早い日まで
書類の保管について		事業完了後、5年間は保存	
補助金の支払		令和5年3月末まで	
代行申請		-	
リース&ESCO利用		可能(共同申請扱い)	
応募要件		①年間CO2排出量が50トン以上3,000トン未満の工場・事業場であること。 ②令和3年度のSHIFT事業を実施した工場・事業場でないこと。 ③申請時に策定したCO2削減対策を少なくとも一つ以上実施すること。 ④直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び処理能力を有すること。	
執行団体の現地調査		補助事業開始後から完了までの間に協会による現地中間検査を受ける必要有り	
補助事業後の既存設備の扱い		撤去 または 稼働不能状態	
成果報告書の提出		翌年度4月～2年の報告を毎年報告、6/30まで ※CO2取引有り 計画省CO2に未達の場合はクレジット購入	